



## LEGAL UPDATE

2025年10月

### 企業投資法案

財務省は、2025年9月6日、投資法第61／2020/QH14号および投資法を改正する各法律（現行投資法）に代わる法律の草案として、企業投資に関する法律草案（企業投資法案）を公表し、パブリックコメントを募集している。企業投資法案は、2025年10月に国会に提出される見通しであり、同国会で成立すれば2026年7月1日から施行され、これにより現行投資法は失効する。

本稿は、企業投資法案の主な内容を紹介する。なお、今後の国会による法案修正等によって、正式に公布・施行される法律の内容は企業投資法案とは異なることがありうるのでご留意いただきたい。

#### 1. 条件付投資分野に関する政府への委任と対象分野の削減

現行投資法は、条件付投資分野に該当する事業分野の具体的なリストを定めている<sup>1</sup>が、企業投資法案では、政府が同リストを定めるとされた<sup>2</sup>。

また、企業投資法案は、現行投資法が規定する条件付投資分野237分野のうち、16分野を条件付投資分野から除外し、4分野について対象範囲を縮小した<sup>3</sup>。

#### 2. 投資優遇分野

現行投資法は、投資優遇の対象となる事業分野を指定するリストを定めている<sup>4</sup>が、企業投資法案では、投資優遇分野の定義を、下記の目標を達成するために投資誘致を優先する分野をいうものとした<sup>5</sup>。

▽科学・技術・イノベーション・デジタル変革の発展、▽グリーン経済・循環型経済・シェアリングエコノミー・デジタルエコノミー・新しい経済モデルの開発、▽産業クラスター・バリューチェーン開発、近代的経営・高付加価値活動への投資の誘致・波及効果の創出、世界的生産・サプライ

<sup>1</sup> 投資法の付録IV

<sup>2</sup> 企業投資法案7条

<sup>3</sup> 企業投資法案の付録IV

<sup>4</sup> 投資法16条1項

<sup>5</sup> 企業投資法案16条1項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



イチエーンとの結合、▽農業・林業の発展、環境・天然資源の保護・構築・開発、▽教育・訓練・医療・ハイパフォーマンススポーツ・国民文化の発展、▽政府が定めるその他の目的の達成。

さらに、企業投資法案では、他の法律による投資優遇措置との不整合が発生することを防止するため、優遇投資事業分野は投資法によって統一的に規制され、政府は優遇投資事業分野リスト（特別優遇措置の対象となる事業分野の特定を含む）を公表すると規定されている<sup>6</sup>。

### 3. 外国投資家による I R C 申請前の会社設立

投資法は、外国投資家がベトナムにおいて会社を設立する前に投資登録証明書（I R C）を取得する必要があると規定している<sup>7</sup>。

企業投資法案は、上記の規制を廃止し、外国投資家は、I R Cの発給申請手続を行う前に、投資プロジェクトを実施する会社の企業登録証明書（E R C）の発給を受けて会社を設立することができ、I R Cが発給された場合には、E R C発給日からI R Cの規定に従って投資プロジェクトを実施することができるとした<sup>8</sup>。

### 4. 投資方針承認手続

現行投資法では、投資方針承認は国会、政府首相または省級人民委員会が実施する<sup>9</sup>。企業投資法案では、国会の管轄であったものがすべて政府首相に移行され、また、省級人民委員会の管轄であったものが省級人民委員会の長に変更された<sup>10</sup>。

また、企業投資法案では、投資方針承認手続が不要となる以下の場合を新たに規定した<sup>11</sup>。

・国家または省レベルのセクター計画において、プロジェクト名、規模、目的、場所、投資家（該当する場合）、進捗状況／タイムライン（該当する場合）が既に明確に定義されている投資プロジェクト

・投資家が、土地使用権の競売または土地使用を伴うプロジェクトを実施する投資家を選定する入札を通じて投資プロジェクトを実施する場合（指定業者の場合や、競売または入札の前後で土地利用目的が異なる場合を含む）

・投資家が鉱物資源採掘権の競売で落札した場合  
・投資家が産業クラスターの管理・開発に関する法令の規定に基づき、産業クラスターの技術インフラ整備への投資を委託された場合  
・その他政府が定める場合

<sup>6</sup> 企業投資法案 16 条 2 項、3 項

<sup>7</sup> 投資法 22 条 1 項 c 号

<sup>8</sup> 企業投資法案 21 条

<sup>9</sup> 投資法 30 条、31 条、32 条

<sup>10</sup> 企業投資法案 27 条、28 条

<sup>11</sup> 企業投資法案 26 条

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



## 5. 投資プロジェクトの実施保証

現行投資法では、国による土地使用目的の転換を必要とするプロジェクトの実施を保証するため、投資家は保証金を納付するか、保証金の納付義務について銀行保証を取得することが義務付けられている<sup>12</sup>。

企業投資法案では、国に土地の割当またはリースを要求する投資プロジェクトを実施する場合、以下の場合を除き、預託金を預託するか、預託金義務について銀行保証を受けなければならないと規定した<sup>13</sup>。

- ・投資プロジェクトを実施するための土地使用権の競売で落札した投資家に対し、国が土地使用料を徴収して土地を割り当てるか、または、賃料一括払いでの賃貸する場合。
- ・投資家が土地を使用して投資プロジェクトを実施するための競売で落札した場合。
- ・投資家が、投資政策承認文書および投資登録証明書に定められたスケジュールに従って、保証金を支払い、または、資本拠出と資本調達を完了した投資プロジェクトの譲渡を受けることを条件に、国家から土地の割り当てまたは土地の賃借を受ける場合。
- ・投資家が、他の土地使用者から土地使用権および土地に付随する資産の譲渡を受けて、投資プロジェクトを実施するために、国から土地の割当または賃貸を受け、あるいは土地使用目的を変更される場合（もしあれば）。

## 6. 投資プロジェクト活動の終了

現行投資法では、土地法に規定する土地使用の開始未了または遅延によりプロジェクト用地が回収された場合、投資登録当局は投資プロジェクトを終了させるものと規定する<sup>14</sup>。

企業投資法案では、「土地法に規定する土地使用の開始未了または遅延によりプロジェクト用地が回収された場合」という部分を削除し、土地回収の理由を問わず、いかなる理由であれ土地が回収された場合、投資家のプロジェクトは部分的または全面的に終了させるものとすると規定する<sup>15</sup>。

さらに、企業投資法案では、プロジェクト終了事由を新たに規定した。具体的には、プロジェクトを実施する経済組織が解散・破産開始・法令に基づく事業停止を行った場合、プロジェクトを終了させるものと規定する<sup>16</sup>。

<sup>12</sup> 投資法 4 3 条

<sup>13</sup> 企業投資法案 3 5 条

<sup>14</sup> 投資法 4 8 条 2 項 d 号

<sup>15</sup> 企業投資法案 4 0 条 2 項 d d 号

<sup>16</sup> 企業投資法案 4 0 条 2 項 i 号



ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田 英之 Hideyuki Okada / 小林 亮 Ryo Kobayashi / 野口 哲朗 Tetsuro Noguchi / Nguyen Thi Hong Phuc / Bui Viet Anh / Le Dang Phuong Linh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: [hochiminh@tmi.gr.jp](mailto:hochiminh@tmi.gr.jp)

[ ハノイオフィス ]

岡田 英之 Hideyuki Okada / 小幡 葉子 Yoko Obata / Le Phuong Lan / Nguyen Thu Huyen / Le Duc Son / Nguyen Thi Anh Phuong

Tel: +84-24-3826-3826

Email: [hanoi@tmi.gr.jp](mailto:hanoi@tmi.gr.jp)

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.